

専門学校トヨタ神戸自動車大学校  
学生寮規則

制 定 平成5年 4月 1日  
改正第 19回 2024年 5月 31日

第 1 章 総 則

目 的

第1条 この規則は、学校法人トヨタ神戸整備学園 専門学校トヨタ神戸自動車大学校（以下「学校」という。）の学生寮の管理・運営のために必要な事項を定める。

寮 の 設 置 主 旨

第2条 学則第33条の規定に基づき、学生生活の支援を第一の目的とするとともに共同生活を通じて人間相互の触れ合いの大切さを体得し、自制心、向上心、そしておもいやりの心を養うことによって豊かな人間性を育成することを目的として、学生寮を設置する。

名称・所在地および  
定 員

第3条 学生寮の名称・所在地および定員等は次の通りとする。

名 称	所 在 地	定 員
三 友 寮	〒651-2102 神戸市西区学園東町4丁目1番地 TEL:078-796-2200	432名

第 2 章 管 理 ・ 運 営

管 理 ・ 運 営

第4条 **学生寮には寮管理責任者をおき**、管理・運営は、総務部が行う。  
2. 学校は、学生寮の管理・運営に関する事項を遂行するため、寮事務所に必要な職員を配置する。  
3. 職員は、火災・盗難の予防および秩序の保持もしくは教育のため必要に応じて寮室内に立ち入ることができる。

第 3 章 入 退 寮

入 寮

第5条 学生寮に入寮を希望する者は保証人連署の「入寮申込書及び誓約書」を所定の期日までに提出するとともに、指定した期日までに「寮関係費」として指定した金額を納付しなければならない。ただし、留学生生においては保証人を求めない。

保 証 人 寮  
退 寮

2. **寮管理責任者**は前項の手続を完了している者に入寮を許可する。ただし、入寮希望者多数の場合は手続完了者であっても許可保留となる事がある。その際には対象者に対しその旨を通知する。  
3. 前項の手続を完了し、入寮を許可された者には入寮許可証を発行する。

第6条 保証人は、入学時学校に提出した誓約書と同一人とする。

第7条 寮生は、学校の学籍を離れたとき又は第19条に基づき退寮を命じられたときは、学校の指定した日までに遅滞なく退寮しなければならない。

2. 前項に伴う退寮の場合は学校が命じた月の末日までの寮費を徴収する  
3. 自己の都合により退寮を希望する学生は、少なくとも退寮希望日の1ヵ月前までに「退寮願」を寮事務所に提出し、学校の承認を得なければならない。

4. 前項の場合において、1ヵ月前までに「退寮願」を提出しなかった場合は、提出日の属する月の翌月分の寮費相当額を納めることにより退寮希望日に退寮することができる。なお、その場合においては第21条第3項第2号の規定は適用しない。

## 第 4 章 寮 生 活

寮 生 の 心 得	第 8 条	寮生は、この規則および寮生活ガイドを守り、職員の指導に従い互いに人格を尊重し合い、相互協力のもとに、寮生活の風紀を保ち、秩序ある生活を営み、修学の目的達成のために努めなければならない。
	2.	寮生は、自覚と責任を持って、規律ある行動をとるとともに、共同生活者としての義務を果たし、秩序ある快適な寮生活の確立、良き伝統の形成および地域社会との融和を図らなければならない。
	3.	寮生は、特に火気の取扱いには十分な注意を払うとともに、常に防火・防災に努めなければならない。
	4.	寮生は、寮施設および寮内の什器備品を大切に扱い、また汚さないように心掛けなければならない。もし、破損、滅失したとき、あるいは寮内もしくはその周辺にて異常を発見したときは、直ちにその旨を寮事務所または学校に申し出なければならない。
寮 生 活 委 員 会	第 9 条	寮生活を、有意義で規律あるものとするために、寮生による寮生活委員会を設置する。 ア. 委員会構成 委員長 1名……委員の互選により選出する 委員 17名……各棟のフロア毎に1名、女子寮より1名を選出する。 イ. 委員の任期 前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで 但し、留任は妨げない ウ. 委員会の役割 寮生の生活全般に関する諸事項の討議・取りまとめ・伝達・展開 寮内の4S（整理・整頓・清潔・清掃）点検 その他 エ. その他 職員は、委員長の要請または必要に応じ委員会に出席する
自 衛 防 災 隊	第 10 条	学生寮に、出火・地震等の災害に備え、自衛防災隊を組織する。
	2.	自衛防災隊は、学校職員を隊長とし、以下寮生で編成する。編成内容は別に定める。
非 常 時 の 対 応	第 11 条	寮生は、出火等の非常事態が発生した場合には、速やかに非常警報装置を作動させるとともに、寮事務所または学校に通報しなければならない。
	2.	前項の処置を行うとともに、他の寮生に大声で知らせ初期消火等を行い、所定の避難場所に退避しなければならない。
清 掃 4 S	第 12 条	寮生は、寮内及び寮室の4Sに努めなければならない。
	2.	自室内で出たゴミの管理は各自で行い、廊下などの共用部分へ放置せず自室内で保管、適宜寮内の指定された場所へ廃棄する。
傷 病 等 の 報 告	第 13 条	寮生は、発病・負傷・事故等が発生した場合には速やかに寮事務所に報告しなければならない。
	2.	法定伝染病・学校伝染病などに罹患した場合は学校の指示に従わなければならない。
	3.	精神疾患・心神耗弱、又はその疑いがある場合及び、その他疾病による病状が重篤であると推測される場合、寮監長は帰省、もしくはしかるべき医療機関への通院を命じる場合がある。
外 泊 届	第 14 条	寮生は、帰省・旅行等自己の都合により外泊する場合は、寮事務所に所定の届出をしなければならない。

第 5 章 届出承認・禁止事項	
届出承認事項	<p>第15条 寮生は、次のいずれかを行う場合、事前に寮事務所へ届出て学校の承認を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本校学生および学校職員以外の者との寮内での面談</li> <li>(2) 寮またはその周辺での署名運動、印刷物の刊行・配布・掲示等</li> <li>(3) 寮内またはその周辺での、各種の集会・行事もしくは、これらに類する行為</li> <li>(4) 寮生を対象とするスポーツ・文化教養等の同好会、その他寮生相互の研鑽、親睦等を目的とする団体の結成</li> <li>(5) その他、前各号に準ずる行為</li> </ol>
一般禁止事項	<p>第16条 寮生は、次の各号に該当する行為をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 寮室の全部又は一部を他の寮生もしくは第三者に使用させ、あるいは転貸する行為</li> <li>(2) 寮内における売買等営業行為</li> <li>(3) 寮内に石油・高圧ガス類・爆発物・劇薬毒物等の危険物および銃砲・刀剣類等を持ち込む行為</li> <li>(4) 他の寮生等に対し、その意志に反して政治、宗教その他学業に関係ない団体等への加入を勧誘し、またはそれらへの支持・支援等を強要する行為</li> <li>(5) 刑法、その他刑罰法規に触れる行為</li> <li>(6) 前各号の他、他人に危害を加え、あるいは迷惑をかける行為</li> </ol>
寮運営上の禁止事項	<p>第17条 寮生は、寮運営上、次の各号に該当する行為をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 男・女専用ゾーンへの異性の立ち入り・連れ込み</li> <li>(2) 寮敷地内および寮周辺への自転車・原付自転車および自動車（含自動二輪車）等の無断持ち込み</li> <li>(3) 学校の許可なく、その日の全授業終了まで（休憩時間を含む）、寮事務所に無断での寮内立入</li> <li>(4) 寮室内での自炊 トースター・カセットコンロ等加熱調理器具類は持込禁止</li> <li>(5) 学校の許可なく、寮施設の原状を改変する行為</li> <li>(6) 寮内においての動物（犬、猫、鳥、魚、虫等）の飼育</li> <li>(7) 特に学校が認めるものを除く、植物の栽培・設置</li> <li>(8) 定められた時間以外の入浴</li> <li>(9) 寮から屋外への物品の投げ捨て、共用部分へのゴミ等の放置</li> <li>(10) 寮屋内スリッパで屋外へ出ること</li> <li>(11) 学校備品の持ち出し、位置の変更</li> <li>(12) 共用部分のコンセントの私用利用</li> <li>(13) 1階ベランダからの出入り</li> <li>(14) 土足で歩く行為</li> </ol>
防災上の禁止事項	<p>第18条 寮生は、防災上、次の各号に該当する行為をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気・ガスおよび石油を用いるストーブ類・コンロ類の持込・使用</li> <li>(2) 許可品目として、学校が認める以外の電気器具の持込・使用</li> <li>(3) 電気器具電源コードのタコ足配線</li> <li>(4) 寮室内・ベランダでの喫煙</li> <li>(5) 学校が灰皿を設置した場所以外での喫煙</li> <li>(6) ボイラー室・機械室等立ち入り禁止場所への立ち入り</li> <li>(7) 廊下、階段、非常口、ベランダ等に物品を置くこと</li> </ol>

	<p>(8) 備付けの消火器および消火栓への不必要な接触</p> <p>(9) 災害時以外に非常口からの出入すること。非常口を解錠したまま放置すること。</p> <p>(10) 消火器・消火栓などの非常時以外の警報・安全装置に触れること。非常時でも作動しないようあらかじめ操作すること。</p>
懲 戒	<p style="text-align: center;">第 6 章 懲 戒</p> <p>第 19 条 寮生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、別に定める手続きを経て、寮管理責任者が退寮を命ずる。</p> <p>(1) 学則第 25、26、27 条に定める事由により退学・除籍となったとき</p> <p>(2) 学則、学生寮規則を遵守せず、学生生活及び寮生活の秩序を乱す行為があったとき。 またしばしば訓告、嚴重注意に処せられ、なお改善が認められない場合</p> <p>(3) 故意または重過失により、寮施設その他学校の資産に損害を与え、もしくは他の寮生等の生命・財産に危害を及ぼす行為のあったとき</p> <p>(4) 寮費等を滞納したとき</p> <p>2 前項に定めるものの他、寮生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、「寮生の指導・処分に関する学生規則、付則」に基づき、寮監長が訓告・嚴重注意等の処分を命ずる。</p> <p>(1) 学生寮規則を遵守せず、寮生活の秩序を乱す行為があったと認められた場合</p> <p>(2) 学則に違反し、学校で処分を受けた場合、寮規則に照らし合わせ、寮生が順守すべき事項に反すると認められた場合</p>
損 害 賠 償	<p style="text-align: center;">第 7 章 損 害 賠 償</p> <p>第 20 条 寮生は、自己の責に帰すべき事由により、寮施設および寮内の什器備品を、滅失・破損させたときは、その代品による弁済もしくは補修に要した費用を負担しなければならない。</p> <p>2. 貴重品の管理は各自で責任をもって行うこととし、寮内で発生した金品の盗難について、寮は責任を負わない</p>
寮 関 係 費	<p style="text-align: center;">第 8 章 寮 関 係 費</p> <p>第 21 条 寮関係費とは、入寮費、寮費、光熱費、管理費をいう。費用の額は別に定める。</p> <p>寮生は、寮関係費を、次に定める方法により期日までに納付しなければならない。</p> <p style="color: red;">既納の入寮費、入寮後の管理費については返還しない。</p>

	納付方法および時期
入寮費	別途指定する期日までに納付するものとする
寮費	寮費は前納とし、4月～9月分・10月～翌年3月分を下記の期日までに納付するものとする。 前期分（4月～9月） 3月20日まで 後期分（10月～翌年3月） 9月20日まで ただし、1年次の前期分は、別途指定する期日までに納付するものとする
光熱費	納付の時期・方法は寮費と同じとする。 個室のみならず寮内の光熱水費負担であり個人毎の過不足の精算はしない
管理費	在寮期間中、年1回前期分又は初回寮費納付の時期・方法と同じとする。

2. 留年寮生・途中入寮生の寮関係費は次の通りとする。
    - (1) 留年生の入寮費は不要とし寮費は翌年の在学年次の寮費と同額。
    - (2) 途中入寮生の寮関係費は在学年次の寮関係費と同額。ただし、10月以降の途中入寮者の管理費については減免をする
    - (3) 勉学や諸般の理由により途中及び短期入寮するときは寮監長の判断により入寮費、管理費を免除・減免する場合がある。
  3. 寮関係費は、休暇期間中または外泊等の不在であっても減免・返還は行わない。
  4. 寮関係費の月払いについては次の通りとする。
    - (1) 月払いができる項目は学校が指定をする。
    - (2) 月払い納付を希望し、しかるべき手続きを経て学校から許可を受けた者に月払い納付を認める
    - (3) 月払い納付を認められた者は納付計画に基づき毎月20日に納付するものとする。当日が金融機関休業日の場合はその翌営業日とする。
    - (4) 年度途中の退寮者は管理費年額との差額を退寮までに支払う
- この規則の改廃は、校長がこれを決定・公布する。

改

廃

第22条

附 則

この規則は平成5年4月1日から施行する。

- 平成 6年 4月1日第1回改正
- 平成 7年 4月1日第2回改正
- 平成 8年 4月1日第3回改正
- 平成16年 4月1日第4回改正
- 平成18年 4月1日第5回改正
- 平成21年10月1日第6回改正
- 平成22年 4月1日第7回改正
- 平成24年 1月1日第8回改正
- 平成25年10月1日第9回改正
- 2019年 2月18日第10回改正
- 2020年 1月14日第11回改正
- 2020年11月 1日第12回改正
- 2020年11月18日第13回改正
- 2021年11月15日第14回改正
- 2022年 7月 1日第15回改正
- 2022年 9月15日第16回改正
- 2023年 4月 1日第17回改正
- 2023年10月 1日第18回改正
- 2024年 5月31日第19回改正